

創業者向け広報活動支援事業にかかる補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本事業は、本要綱の定めるところにより、創業者の広告宣伝に要する経費（ホームページ及び動画作成にかかる費用に限る。）について、熊谷商工会議所（以下、当所という。）の本事業にかかる各年度の予算内において広報活動支援補助金（以下、補助金という。）を交付することを通じて、創業者の事業活動を促進し熊谷市の商工業振興および活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「創業者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 事業を営んでいない個人であって、新たに事業を開始したもの、または、1か月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの（個人創業者）
- (2) 事業を営んでいない個人であって、新たな会社を設立し、かつ、当該新会社が事業を開始したもの、または、2か月以内に新たな会社を設立し、かつ、当該新会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの（会社創業者）
- (3) 会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たな会社を設立し、当該新会社が事業を開始したもの、または、新たな会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの（会社第二創業者）

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、創業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当所の所管エリア内に事業所（仮設又は臨時の店舗その他その設置が恒常的でないものを除く。）を設置している、または設置することが確実であると認められること。
- (2) 当所が企画・運営する「創業塾」を受講していること。
- (3) 当所会員であること。
- (4) 既に新たに事業を開始している場合は、事業開始後1年未満であること。
- (5) 原則3年以上継続して営業、運営する事業計画を有すること。
- (6) ホームページ及び動画作成の広告宣伝費を補助対象として、創業支援に係る国・県・市、その他支援団体等の補助金の交付を受けていないこと。
- (7) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業者でないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、当所が適当でないと認める事業の事業者ではないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下、補助対象経費という。）及び補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象経費は、広告宣伝費（ホームページ及び動画作成費用に限る。）とする。
- (2) 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の合計額とし、上限を200,000円とする。（補助対象経費は1,000円未満切り捨て。）

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする創業者（以下、申請者という。）は、創業者向け広報活動支援補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。なお、当該交付申請書（様式第1号）の提出期限は、開業日（事業を開始した日。）から起算して1年以内とする。

- (1) 開業届の写し（申請者が個人事業主である場合）
- (2) 登記事項証明書の写し（申請者が法人を設立している場合）
- (3) 領収書、内訳明細書その他の補助対象経費の支払を証明する書類の写し
- (4) 補助対象経費にかかる製作物の写し（ホームページ画面のコピー等）
- (5) その他、当所が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 前条の申請があったときは、当所において書類審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、創業者向け広報活動支援補助金交付決定通知書(様式第2号)によりその結果を申請者に通知する。

(補助金の請求)

第7条 交付決定を受けた者（以下、交付決定者という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、創業者向け広報活動支援補助金交付請求書（様式第3号）を提出しなければならない。

(決定の取消し等)

第8条 交付決定者が次のいずれかに該当するときは、当所は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正行為により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) この要綱の定める条件に違反したとき、又は当所の指示に従わなかったとき。
- 2 当所より補助金の全部又は一部の返還を命ぜられたときは、交付決定者は、当該補助金の全額を返還しなければならない。

(交付決定の実績報告)

第9条 補助金の交付を決定した場合は、直後に開催される常議員会において交付決定者、交付金額等に関する報告を行う。

(補助金の返還)

第10条 交付決定者が正当な理由なく補助金交付後1年以内に事業を停止した場合、当所は、交付済み補助金の相当額の返還を交付決定者に対し請求することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年7月4日から施行する。